

お薬によって、自己負担が増える場合があります

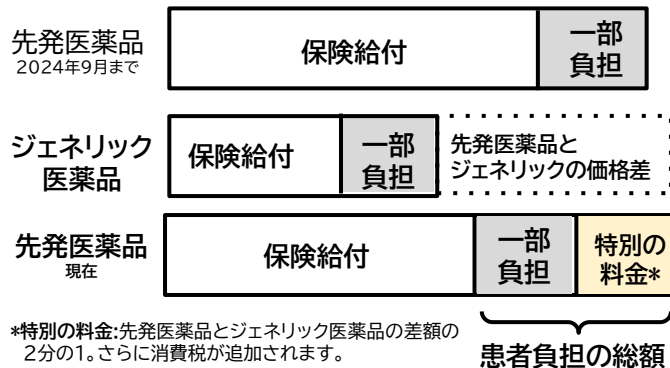
長期収載品の選定療養について



長期収載品の選定療養ってなに？

- 先発医薬品(長期収載品)を選択する場合、
価格差の一部をご負担いただきます。
- 医療上の理由がない限り、
「特別の料金」+消費税が加算されます。
- この料金は薬局の収入にはなりません。
- 医療保険財政の改善を目的としています。

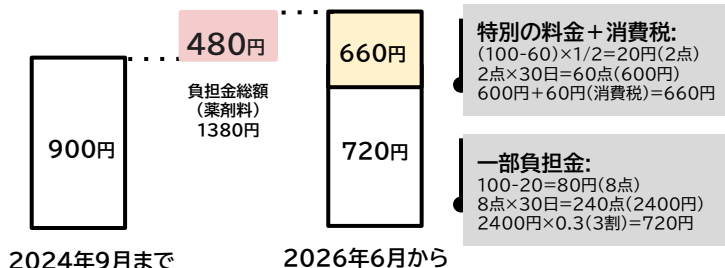
※医師・薬剤師の判断、供給不安定な品目は対象外。
※生活保護受給者の方は、医師が医学的な理由から必要と判断した場合を除き、原則としてジェネリック医薬品を選択。
※薬剤料以外の費用は、これまでと変わらず。



どのくらい高くなるの？

先発薬とジェネリックの差額の1/2に消費税を加えた額が特別料金となり、一部負担金が加算されます。
例えば差額40円の場合、特別料金は20円+消費税です。
自己負担額は個々で異なるため、詳しくは薬局でご確認ください。

先発医薬品(1錠100円)、ジェネリック(1錠60円)
1日1錠、30日分処方 3割負担の場合



将来にわたって国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします